



島根県報

平成16年 3 月 5 日 (金)
 第 1,552 号
 (毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	(健康福祉総務課)	1
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	(")	2
島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業経営課)	2
島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の一部改正	(")	4
企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正	(")	4
換地計画書の縦覧	(農村整備課)	4
換地処分	(")	5
土地改良法の規定に基づく工事完了の届出	(")	5
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(森林整備課)	5
大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づく意見の概要	(経営支援)	5
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(")	6
地籍調査の成果の認証	(用地対策課)	7
道路の区域の変更	(道路維持課)	7
道路の供用開始	(")	9
道路の位置の指定 (3 件)	(建築住宅課)	10
公 告		
特定計量器の定期検査の実施	(商工政策課)	12
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
内水面漁管委指示		
コイヘルペスウイルス確認水域からの持ち出し禁止	(水産課)	14
正 誤		
平成16年 2 月17日付け島根県報第1,547号中	(農村整備課)	15

告 示

島根県告示第218号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関の主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の 2 第 2 号の規定により告示する。

平成16年 3 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

指 定 訪 問 看 護 事 業 者			訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン		変 更 年 月 日
名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後			
医療法人 清風会	出雲市大津町2088番地1	簸川郡大社町大字中荒木字恵比須1745番地2	訪問看護ステーションほのぼの苑	簸川郡大社町大字中荒木字恵比須1745番地2	平成16年2月1日

島根県告示第219号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年3月5日

島根県知事 澄 田 信 義

指 定 訪 問 看 護 事 業 者 ・ 居 宅 介 護 事 業 者 ・ 居 宅 介 護 支 援 事 業 者			実 施 す る 事 業	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン ・ 居 宅 介 護 事 業 所 ・ 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		変 更 年 月 日
名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地			名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後				
医療法人 清風会	出雲市大津町2088番地1	簸川郡大社町大字中荒木字恵比須1745番地2	居宅介護支援事業	ほのぼの在宅介護相談センター	簸川郡大社町大字中荒木字恵比須1745番地2	平成16年2月1日
医療法人 清風会	出雲市大津町2088番地1	簸川郡大社町大字中荒木字恵比須1745番地2	訪問看護	訪問看護ステーションほのぼの苑	簸川郡大社町大字中荒木字恵比須1745番地2	平成16年2月1日
医療法人 清風会	出雲市大津町2088番地1	簸川郡大社町大字中荒木字恵比須1745番地2	通所リハビリテーション	介護老人保健施設ほのぼの苑	簸川郡大社町大字中荒木字恵比須1745番地2	平成16年2月1日
医療法人 清風会	出雲市大津町2088番地1	簸川郡大社町大字中荒木字恵比須1745番地2	短期入所療養介護	介護老人保健施設ほのぼの苑	簸川郡大社町大字中荒木字恵比須1745番地2	平成16年2月1日

島根県告示第220号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱（平成3年島根県告示第447号）の一部を次のように改正する。

平成16年3月5日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中備考以外の部分を次のように改める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年3月5日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成16年2月19日から適用する。
- 2 平成16年2月19日前に系統等民間資金の原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成2年6月7日付け2農経A第635号農林水産事務次官依命通知）第4の(3)の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第221号

島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱（平成12年島根県告示第192号）の一部を次のように改正する。

平成16年3月5日

島根県知事 澄 田 信 義

別表貸付条件の欄中「年1.5パーセント」を「年1.4パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年3月5日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の規定は、平成16年2月19日以降に貸し付けられる島根ぶどう災害緊急特別資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根ぶどう災害緊急特別資金については、なお従前の例による。

島根県告示第222号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成15年島根県告示第789号）の一部を次のように改正する。

平成16年3月5日

島根県知事 澄 田 信 義

別表貸付条件の欄中「年1.5パーセント」を「年1.4パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年3月5日から施行する。
- 2 この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱の規定は、平成16年2月19日以降に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

島根県告示第223号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項の規定に基づき、大原郡木次町土地改良区理事長から大川上の換地計画認可の申請があり、同法第52条の2第1項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成16年3月5日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧の期間
平成16年3月5日から21日間
- 3 縦覧の場所

木次町役場

島根県告示第224号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成16年2月25日付けで県営土地改良事業に係る益美（美都）地区金谷工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年 3 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第225号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年 3 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	完了年月日
石見町	井原南地区区画整理事業（基盤整備促進事業）	平成15年 3 月 5 日

島根県告示第226号

平成16年島根県告示第167号で保安林に指定された次の森林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を弥栄村役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成16年 3 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 森林の所在場所及び不明である通知の相手方

森 林 の 所 在 場 所					不 明 である 通知 の 相手 方	
郡 名	町 名	大 字	字	地 番	森林の権利者	住 所
那賀	弥栄	小坂		723	無限責任杵束信用購買販売利用組合	那賀郡弥栄村大字木都賀イ507番地

2 保安林の目的

土砂の崩壊の防備

島根県告示第227号

平成15年島根県告示第911号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見が提出されたので、同法第8条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成16年 3 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン浜田 浜田市港町227番地1外
- 2 意見を述べる者の氏名及び住所
浜田商工会議所 会頭 岩谷百合雄 浜田市殿町124-2
- 3 意見の概要
 - (1) 交通停滞の緩和について
ア 国道9号からの入庫車両の増加により周辺道路における車両停滞発生が予測されるため、交通整理員の配置等により円滑な車両進行を努めること。
イ 店舗周辺の小学校通学路における子ども達の安全管理、駐車場出入口付近における歩行者の交通安全にも十分考慮すること。
 - (2) 騒音の抑制について
駐車場の利用時間（午前9時～午後10時半）が夜間にかかるが、閉店後に若者等が駐車場でたむろして騒ぐことの無いよう注意すること。
 - (3) 生活環境の保持について
ア 高齢者や障害者など交通弱者の方々のために、広いタクシー乗降スペースを設置すること。
イ 食品廃棄物については悪臭が出ないように、また、法に合った適切かつ敏速な処理をすること。
 - (4) その他について
ア 増床に係る意見及び遵守状況について、監視等を充分配慮すること。
イ 届出事項の変更については、事前に関係機関への説明及び情報提供をすること。
ウ 今回の増床に伴い、同地域の系列店舗が撤退することのないよう配慮すること。
- 4 意見を述べる理由
周辺の生活環境や車両交通等に影響を及ぼすと考えられるため。
- 5 縦覧場所
浜田市商工観光課（浜田市殿町1番地）
- 6 縦覧期間
告示の日から1月間

島根県告示第228号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成16年3月5日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハウジングランドいない出雲ドーム東店 島根県出雲市平野町27-2外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所
株式会社いない 代表取締役 稲井範行 鳥取県倉吉市河原町1770番地
 - (3) 変更しようとする事項
ア 開店時間
(変更前) 午前9時 (変更後) 午前7時30分

イ 駐車場の利用時間帯

(変更前) 午前 9 時～午後 8 時 (変更後) 午前 7 時30分～午後 8 時

(4) 変更の年月日

平成16年 3 月 1 日

2 届出年月日

平成16年 2 月25日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興課 (出雲市今市町109番地 1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意志の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第229号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第 2 項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成16年 3 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
川本町	平成12年度～15年度	17枚	1冊	川本(1)	平成16年 2 月25日
柿木村	平成14年度～15年度	27枚	1冊	柿木 3	平成16年 2 月25日
旭町	平成13年度～15年度	111枚	1冊	都川	平成16年 2 月25日
頓原町	平成13年度～15年度	36枚	1冊	長谷 1	平成16年 2 月25日
島根町	平成13年度～14年度	83枚	1冊	大芦 7	平成16年 2 月25日
島根町	平成13年度～14年度	82枚	1冊	大芦 8	平成16年 2 月25日
海士町	平成15年度	16枚	2冊	海士 7 福井 3	平成16年 2 月25日

島根県告示第230号

道路の区域を次のように変更したので、道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の

縦覧に供する。

平成16年3月5日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する土木建築事務所の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長		
一般国道	186号	那賀郡金城町大字七条八353番1地先から同大字八410番地先まで	前	メートル 9.50～ 21.00	メートル 538.00	浜田土木建築事務所	道路改良工事 拡幅
			後	12.00～ 21.50	538.00		
県 道	玉湯吾妻山線	大原郡大東町大字大東995番地先から同町大字下阿用276番2地先まで	前	A 4.00～ 25.00	1,622.00	木次土木建築事務所	" 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ
			前	B 20.00～ 42.00	670.00		
		後	A 4.00～ 25.00	1,622.00			
			B 19.00～ 51.00	1,000.00			
"	松江木次線	大原郡大東町大字大東1579番1地先から同町大字飯田655番1地先まで	前	A 8.50～ 35.00	2,404.00	" 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ	
			後	A 8.50～ 35.00	2,404.00		
		後	B 20.50～ 49.00	1,173.00			
		前	11.00～ 22.00	90.00			
"	逢堪今市線	出雲市常松町224番地先から同町224番1地先まで	前	19.00～ 28.00	38.00	出雲土木建築事務所	" 減幅 仮設道撤去
			後	15.00～ 25.40	38.00		
"	西出雲停車場線	出雲市知井宮町字嘉儀985番1地先から同字985番10地先まで	前	6.70	15.00	" 拡幅 延伸	
			後	6.70～ 50.50	46.50		
"	池田久手停車場線	大田市朝山町朝倉字大平1204番2地先から同町字上田ノ口1926番1地先まで	前	3.00～ 8.00	789.00	大田土木建築事務所	" "
			後	13.00～ 53.00	784.00		

"	浜田作木線	邑智郡羽須美村大字阿須那1780番 4 地先から同大字2740番15地先まで	前	7.00 ~ 27.00	285.00	川本土木建築事務所	"		
			後	11.40 ~ 46.00	285.00		"		
		邑智郡羽須美村大字阿須那2740番 5 地先から同大字2739番 1 地先まで	前	11.00 ~ 22.00	87.00		"		
			後	13.00 ~ 26.00	87.00		"		
		邑智郡羽須美村大字阿須那3478番地先から同村大字戸河内3147番 4 地先まで	前	10.00 ~ 21.00	400.00		"		
			後	23.00 ~ 34.00	400.00		"		
		邑智郡羽須美村大字戸河内1720番地先から同大字3218番24地先まで	前	16.00 ~ 39.00	440.00		"		
			後	20.00 ~ 44.00	440.00		"		
		"	邑智赤来線	邑智郡邑智町大字酒谷503番地先から同地番先まで	前		7.00 ~ 12.00	92.00	"
					後		11.00 ~ 55.00	92.00	"
"	大田井田江津線	江津市後地町3179番地先から同町2420番地先まで	前	A	6.00 ~ 9.00	360.00	浜田土木建築事務所	" 左記の A 及び B は関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管	
				B	11.00 ~ 38.00	333.00			
			後	B	11.00 ~ 38.00	333.00			
"	浜田美都線	美濃郡美都町大字板井川494番 2 地先から同大字450番地先まで	前	8.00 ~ 17.00	339.00	益田土木建築事務所	"		
			後	12.00 ~ 32.00	332.00			拡幅	

島根県告示第231号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 3 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称	備考
一般国道	431号	松江市野原町555番3地先から同町381番3地先まで	メートル 455.00	平成16年 3月5日	松江土木建築事務所	
"	186号	那賀郡金城町大字七条八353番1地先から同大字八410番地先まで	538.00	平成16年 3月10日	浜田土木建築事務所	
県道	玉湯吾妻山線	仁多郡仁多町大字三成1427番48地先から同町大字高尾1787番78地先まで	724.00	平成16年 3月5日	仁多土木事務所	
"	西出雲停車場線	出雲市知井宮町大字嘉儀985番15地先から同字985番10地先まで	46.50	平成16年 3月24日	出雲土木建築事務所	
"	川本波多線	大田市三瓶町志学字長原八66番1地先から同町字橋ノ本下八26番1地先まで	592.00	平成16年 3月9日	大田土木建築事務所	
"	浜田作木線	邑智郡羽須美村大字阿須那1780番4地先から同大字2740番15地先まで	285.00	平成16年 3月5日	川本土木建築事務所	
"	"	邑智郡羽須美村大字阿須那3478番地先から同大字戸河内3147番4地先まで	400.00	"	"	
"	"	邑智郡羽須美村大字戸河内1720番地先から同大字3218番24地先まで	440.00	"	"	
"	邑智赤来線	邑智郡邑智町大字酒谷503番地先から同地番先まで	92.00	平成16年 3月19日	"	
"	三隅井野長浜線	那賀郡三隅町大字芦谷1061番1地先から同大字1073番1地先まで	111.00	平成16年 3月5日	浜田土木建築事務所	
"	浜田商港線	浜田市原井町3050番46地先から同町2793番1地先まで	360.00	"	"	
"	東仙道津田停車場線	美濃郡美都町大字仙道134番地先から同大字1839番1地先まで	229.70	"	益田土木建築事務所	
"	"	益田市津田町589番1地先から同町761番1地先まで	907.50	"	"	
"	匹見左鐙線	美濃郡匹見町大字紙祖イ856番9地先から同大字イ934番3地先まで	520.00	"	"	
"	浜田美都線	美濃郡美都町大字板井川494番2地先から同大字450番地先まで	332.00	"	"	

島根県告示第232号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成16年3月5日

島根県知事 澄田信義

1 道路の位置

平田市灘分町1327番、同 1324番3の一部

2 道路の幅員

6.0メートル

3 道路の延長

46.31メートル

4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、道路側溝及び道路境界標を設置して標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成16年 2 月27日 第 4 号

備考

別紙図面は、出雲土木建築事務所及び平田市役所に備えて一般の縦覧に供する。

島根県告示第233号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成16年 3 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 道路の位置

那賀郡三隅町大字向野田

780番 2、780番11、771番 2、1826番続1、770番、780番 2 ~ 770番地先、2374番 5、2374番 6、2374番 7、1825番 4、2374番 8、1825番 5、1826番 3、2374番 6 地先 ~ 大字古市場2462番 4 地先

同 大字古市場

2443番 3、2443番 2、2444番 2、2444番 3、2446番 2、1785番 2、1786番 2、1789番 2、2452番 2、2451番 2、2453番 2、2453番 7、2453番 6、1788番 3、1792番 1、2456番 2、2457番 2、2458番 4、2458番 5、2459番 4、2459番 5、2459番 6、1794番 5、2461番4、2461番 5、2462番 3、2462番 4、1794番 4、1799番 4、2444番 4、2445番 4、2441番 2、1787番 3、1788番 4、2456番 4、2456番 5、2457番 3、1795番8、1792番 1、1795番 7、1795番 6、1798番 1 の一部、2456番 6、2457番 4、2462番 2、2463番 3、2463番 2、2464番 2、2464番 3、1798番 3、1802番 2、1804番 2 の一部、2464番 1、1812番 3、1811番 1、2584番 2、2584番 3、1735番 3、1736番、2585番 2、2586番 2、2587番 2、2588番 2、2588番 3、1729番 2、2589番 2、1728番 2、1731番 2、1727番 2、2465番 2、1811番 3、2577番 1、2577番 3、2578番 2、2578番 3、2576番 2、2575番 2、2579番 3、2580番 2、2463番 1、2467番 2、2466番 2、2465番 1、2575番 3、2589番 4、2584番 6、2584番 7、2588番 6、2588番 7、2462番 2 地先 ~ 1811番 1 地先、2577番 1 地先、1811番 1 地先、1811番 1 地先 ~ 1811番 3 先、1784番 4、1874番 5、2624番 3、1875番 2、2625番 2、2625番 3、2627番 2、1877番 3、1877番 1、2629番 2、2630番 2、2632番 2、1876番 3、1876番 2、1881番 2、1881番 3、1874番 5 地先、1875番 2 地先 ~ 1881番 6 地先、1874番 5 地先 ~ 2632番 3 地先、1726番 2、1875番 3、1875番 4、1874番 2、1876番 5、1876番 8、1881番 8、1881番 5、1881番 6、2632番 3、2632番 4、2675番 5、1874番 6、2624番 2、2625番 4、2525番 5、1876番 4、1876番 6、2627番 3、1877番 4、2629番 3、2630番 3、1881番 4、1881番10、2632番 6、2632番 5、1881番 9、2675番 4、1529番 2、1528番 2、1527番 2、2674番 2、2673番 2、1881番 6 地先 ~ 1881番 9 地先、2632番 1 地先 ~ 2632番 4 地先

2 道路の幅員

7.0メートル ~ 21.5メートル

3 道路の延長

1,265.0メートル

4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、側溝、防護柵及びアスカーブを設置して標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成16年2月27日 第5号

備考

別紙図面は、浜田土木建築事務所及び三隅町役場に備え一般の縦覧に供する。

島根県告示第234号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成16年3月5日

島根県知事 澄 田 信 義

1 道路の位置

那賀郡三隅町大字岡見

5027番2、1110番2、1108番2、1055番2、1064番2、1064番3、1108番2地先～1055番2地先、5027番2地先、1112番2、1114番2、1113番3、1108番、1072番2、1107番、1106番、1074番4、1105番2、1104番2、1104番3、1103番2、1103番3、1102番3、1102番4、1100番6、1100番7、1100番11、1100番12、1100番15、1100番16、1099番22、1099番23、1099番16、1099番15、1099番18、1099番26、1099番17、1099番14、1099番29、1099番28、1074番続1、5032番2、6312番8の一部、6312番2の一部、1108番地先～1104番2地先、1104番2地先～5032番2地先、6312番8地先、1103番4地先～1102番4地先、1103番4、1102番5、1100番8、1100番9、1100番13、1099番20、1099番19、6323番3、6323番6、6323番4、6323番5

2 道路の幅員

8.5メートル～11.0メートル

3 道路の延長

1,390.3メートル

4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、側溝、防護柵、溜樹及び舗装止壁等を設置して標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成16年2月27日 第6号

備考

別紙図面は、浜田土木建築事務所及び三隅町役場に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定に基づき、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成16年3月5日

島根県知事 澄 田 信 義

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に規定する非自動はかり（第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

(1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号及び第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
11月22日から12月17日まで	特定計量器の所在の場所	安来市、八束郡、仁多郡、飯石郡、邑智郡、那賀郡、美濃郡

備考 この検査を受けようとするものは、特定計量器検定検査規則第39条第 2 項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(2) 特定計量器検定検査規則第39条第 1 項第 2 号、第 4 号及び第 5 号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
6 月 1 日から 8 月31日まで	特定計量器の所在の場所	安来市、八束郡、仁多郡、飯石郡、邑智郡、那賀郡、美濃郡

備考 この検査を受けようとするものは、特定計量器検定検査規則第39条第 2 項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(3) (1)及び(2)に該当しない特定計量器の検査

市 町 村	検 査 期 日	検 査 時 間	検 査 場 所
美都町	5 月11日	10時から15時30分まで	美都町役場
匹見町	5 月12日	10時から15時30分まで	匹見町役場
	5 月13日	10時から12時まで	
掛合町	5 月17日	13時30分から15時30分まで	掛合町役場
	5 月18日	10時から16時まで	
赤来町	5 月19日	10時から16時まで	赤来町役場
頓原町	5 月20日	10時30分から15時まで	頓原町役場
吉田村	5 月24日	10時から14時まで	吉田村役場
三刀屋町	5 月25日	10時から15時30分まで	三刀屋町役場
	5 月26日	10時から12時まで	
安来市	5 月24日	10時から15時30分まで	安来市役所
	5 月25日	10時から15時まで	
	5 月26日及び同月27日	10時から15時30分まで	
横田町	6 月 1 日	11時から15時まで	横田町役場
	6 月 2 日	10時から15時30分まで	
仁多町	6 月 3 日及び同月 4 日	10時から15時30分まで	仁多町役場
金城町	6 月 7 日	13時30分から16時まで	金城町役場
	6 月 8 日	10時から16時まで	
旭町	6 月 9 日	10時から16時まで	旭町役場
	6 月10日	10時から12時まで	
三隅町	6 月15日及び同月16日	10時から15時30分まで	三隅町役場
弥栄村	6 月17日	9 時30分から12時まで	弥栄村役場
羽須美村	6 月21日	13時30分から16時まで	羽須美村役場
大和村	6 月22日	9 時から16時まで	大和村役場
瑞穂町	6 月23日	9 時30分から15時30分まで	瑞穂町役場
	6 月24日	9 時30分から11時30分まで	
邑智町	6 月28日	13時30分から15時30分まで	邑智町役場

	6月29日	10時から15時30分まで	
川本町	6月30日	9時30分から15時30分まで	川本町役場
宍道町	7月5日及び同月6日	10時から15時30分まで	宍道町役場
鹿島町	7月7日及び同月8日	10時から15時30分まで	鹿島町役場
	7月9日	10時から12時まで	
石見町	7月12日	13時30分から15時30分まで	石見町役場
	7月13日	10時から15時30分まで	
桜江町	7月14日	10時から15時30分まで	桜江町役場
	7月15日	10時から11時まで	
八雲村	7月20日	10時から14時まで	八雲村役場
玉湯町	7月21日	10時から15時30分まで	玉湯町役場
東出雲町	7月22日	10時から15時30分まで	東出雲町役場
	7月23日	10時から15時まで	
島根町	7月26日	10時から15時まで	島根町役場
八束町	7月27日	10時から15時30分まで	八束町役場
美保関町	7月28日	10時から15時30分まで	美保関町役場
	7月29日	10時から15時まで	
	7月30日	10時から12時まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成16年3月5日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

八束郡玉湯町大字玉造1393番1 外1筆
面積1,012.68平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八束郡玉湯町大字玉造1369番地
曾田長十

内水面漁場管理委員会指示

島根県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成16年3月5日

島根県内水面漁場管理委員会会長 彦 田 和 昭

1 指示内容

公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病が発生又は発生している疑いがあると、島根県知事が認めた場合は、当該水系（水面を設置した工作物等により、こいの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出してはならない。但し、区画漁業権漁場からの持ち出し及び検査を行うための持ち出しは除く。

この場合、知事は、当該水系の範囲について速やかに公表するものとする。

2 指示期間

平成16年 3 月 5 日から平成17年 3 月31日まで

正

誤

平成16年 2 月17日付け島根県報第1,547号中に誤りがあったので次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
1	目次の告示	換地計画書の縦覧 (2 件)	換地処分 (2 件)

